令和９年度 萩市保育園等現況届のご案内

現況届を提出されない場合は令和9年４月１日以降の継続入所はできません

提出締切　**令和8年12月11日（金曜日）　※　期限厳守　※**

提出先　**令和8年度に入所している保育園・認定こども園**

（萩市子育て支援課や総合事務所ではありませんのでご注意ください）

基準日　**令和9年4月1日時点**

（記入時の情報を記入しないでください。**令和9年4月1日時点の予定情報**で記入してください）

提出書類　①　子どものための教育・保育給付認定申請書（現況届）

②　「保育の必要性の事由」を証明する書類

1.「保育の必要性の事由」及び「証明書類（添付書類）」

保育園を利用する場合は、常に「保育の必要性の事由」が必要となります。

現況届に令和９年４月１日時点の状況（予定）を記載の上、「保育の必要性の事由」を証明する書類を添付してください。

保育の必要性		利用できる期間	「保育の必要性の事由」を証明する書類
就労	被雇用者	就労期間中（最長で就学前まで）	◆就労証明書　（※1）
	自営業・自営業手伝い 農業・漁業等	就労期間中（最長で就学前まで）	◆就労証明書　（※1）
妊娠・出産		産前・産後の各2カ月間 （※2）	◆就労以外の状況等申立書 ◆母子手帳の写し（分娩予定日の記載ページ）
育児休業		育児休業の対象児童の １歳の誕生日の前日まで（※3）	◆就労証明書 ◆育児休業に伴う保育園等継続入所申立書
保護者の疾病・障がい		療養を必要としなくなるまで （診断書の証明期間）	◆就労以外の状況等申立書 ◆添付書類（ ①は必須・②はお持ちの場合） ① 医師の診断書（所定様式あり）（※4） ② 障害者手帳等の写し
同居又は長期入院等している親族の介護・看護		介護・看護を必要としなくなるまで （診断書の証明期間）	◆就労以外の状況等申立書 ◆添付書類（ ①は必須・②はお持ちの場合） ① 医師の診断書（所定様式あり）（※4） ② 障害者手帳等の写し
災害復旧		災害復旧にあたる必要な期間	◆就労以外の状況等申立書 ◆り災証明書
求職活動		年度内通算90日以内（※5）	◆就労以外の状況等申立書 ◆ハローワーク受付票の写し
就学		通学期間中	◆就労以外の状況等申立書 ◆在学証明書
虐待やDVの恐れがある		必要な期間	事前に子育て支援課にご相談ください
市長が特別の事情があると認める場合			

書類提出における注意点

※1　就労証明書は、被雇用者の方、自営業の方を問わずに就労証明書の提出が必要となります。
記載方法等については別紙「記載要領」をご参照ください。記載要領はホームページにも掲載しています。
また、就労証明書の内容に虚偽があった場合は、入所を取り消します。
就労証明書の無断作成、改変等を行った時には、刑法上の罪に問われる場合があります。

※2　「妊娠・出産」を理由に入所された場合は、**産後2か月で必ず退園**となります。

※3　育児休業を理由に継続入所ができる期間は、最長で育児休業の対象児童の**1歳の誕生日の前日まで**です。
1歳の誕生日までに復職されない場合は退園となります。但し、育児休業対象児童の1歳の誕生日の前日時点で、
入所児童が年長児（5歳児クラス）で、かつ育児休業が延長される場合は、年度末までの入所が可能です。

※4　「医師の診断書」については所定様式を必ずご使用ください。
診断書の問いのうち「問3」について、対象者の方が家庭内保育が困難であることが証明されない場合、
保育の必要性の事由としては認められません。

※5　求職活動の場合、期間満了日までに就労への変更手続きがなされない場合は退所となります。

★　同じ世帯で複数の児童を申請する場合は、「保育の必要性の事由」を証明する書類は１組で対応できます。
現況届（継続利用）と新規申込のどちらも提出が必要な場合は、**新規申込児童の書類に添付してください。**
現況届（継続利用）は施設に提出してください。

★　令和９年４月１日時点で64歳以下の祖父母と一緒にお住いの場合（世帯分離は問わない）は、
祖父母の保育の必要性の事由も必要です。

2.利用者負担額(保育料･副食費)

萩市では、令和８年４月より、すべてのこどもの保育料・副食費無償化を実施しているため、費用はかかりません。
ただし、保育料・副食費以外の、施設毎に発生する教材費等の費用はご負担いただきます。

【対象となる施設】
認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所（事業所内保育所等）

【対象者】
萩市に住民票があり、市内・市外の対象施設に通うこども

3.保育の必要性の事由が変更となる場合

就労先や就労時間、保育の必要性の事由が変更となる場合は、必ず変更手続きが必要です。
例えば、出産予定日の2か月前や就労先・就労時間の変更があった場合、また仕事を辞めた場合などが該当します。
変更が生じた場合は、現在利用されている保育園や認定こども園、または子育て支援課でお手続きください。
また保育の必要量（利用時間）は就労時間等や保育の必要性の事由により「保育標準時間」と「保育短時間」に分かれます。
保育の必要性の事由が「求職活動」または「育児休業」の場合は、必ず「保育短時間」の利用となります。

4.令和９年度から転園を希望される場合

提出方法：　認定申請書（現況届）等とあわせて「保育所等転園届」を利用中の保育園・認定こども園へ提出する。
提出書類：　保育所等転園届（現在利用されている施設からお受け取りください）
留意事項：　新規入所申込者と同じ基準・条件で選考しますので、転園ができない場合があります。
また保育所等転園届には第5希望までご記入ください
（現在利用されている施設も記載される場合は、その希望までででも問題ありません）

5.入所・転園の選考について

ご希望の保育園等の入所希望者数が、各園の受入人数を超える場合は「選考」となります。

優先順位は、保護者の就労状況（就労日数・時間等）や世帯状況（ひとり親世帯等）、日中の保育の必要な状態等を考慮し、点数制で決定します。

なお、新規入所や転園の選考時に、園児や兄弟姉妹の利用者負担額（保育料・副食費）の滞納がある場合は減点となりますのでご注意ください。

6.令和９年度からの新規申込も同時に必要な場合

新規申込も必要な場合は、保育の必要性の事由を証明する書類は、兄弟・姉妹で1組で対応できます。

但し、「保育の必要性の事由」を証明する書類である就労証明書や診断書などは、必ず「新規申込」の書類に添付してください。

＜参考＞萩市内の保育園・認定こども園

施設名	開所時間	一時	乳児	障がい	休日	24時間	延長	留意事項
椿東保育園	午前７時～午後７時	○	○	○			○	見島保育園の利用 見島保育園の入所相談は随時受け付けています。ご希望の方は見島保育園に直接ご相談ください。 その他サービス利用 一時預かり事業、休日保育事業、24時間保育事業を利用される場合は別途手続きが必要となります。 休園中の保育園 あさひ保育園佐々並分園（令和２年４月１日～） 福川保育園（令和５年４月１日～） 相島保育園（令和３年４月１日～） 田万川保育園小川分園（令和６年４月１日～）
越ヶ浜保育園	午前７時30分～午後６時30分		○	○				
越ヶ浜保育園大井分園			○	○				
椿保育園			○	○				
三見保育園			○	○				
山田保育園		○	○	○				
川上保育園		○	○	○				
田万川保育園		○	○	○				
むつみ保育園		○	○	○				
須佐保育園		○	○	○				
あさひ保育園		○	○	○				
紫福保育園		○	○	○				
見島保育園	午前８時30分～午後４時30分			○				
日の丸保育園	午前7時～午後８時	○	○	○		○	○	
住の江保育園	午前７時～午後７時		○	○	○		○	
大島保育園	午前７時30分～午後６時30分		○	○				
春日保育園	午前７時～午後７時		○	○			○	
萩幼稚園	午前７時30分～午後６時30分		○	○				
萩光塩学院幼稚園	午前７時30分～午後６時30分		○	○				
くすのき保育園	午前７時30分～午後６時30分		○	○				

［お問い合わせ］　利用中の保育園・認定こども園　／　子育て支援課（0838-25-3536）